○文化庁告示第三十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年五月二十四日

文化庁長官　宮田　亮平

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
御所野遺跡	平成五年文部省告示第百五十一号、平成十八年文部科学省告示第百十八号及び平成二十六年文部科学省告示第三十七号	一戸町（岩手県）
舘山城跡	平成二十八年文部科学省告示第二十六号	米沢市（山形県）
下里・青山板碑製作遺跡	平成二十六年文部科学省告示第百三十七号	小川町（埼玉県）
江戸城石垣石丁場跡	平成二十八年文部科学省告示第二十六号	小田原市（神奈川県） 熱海市（静岡県） 伊東市（静岡県）
東大寺領横江荘遺跡 荘家跡 上荒屋遺跡	昭和四十七年文部省告示第十七号及び平成十八年文部科学省告示第百十七号	金沢市（石川県） 白山市（石川県）
馬越長火塚古墳群	平成二十八年文部科学省告示第二十六号	豊橋市（愛知県）
安徳大塚古墳	平成二十八年文部科学省告示第四十八号	那珂川町（福岡県）

○文化庁告示第三十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地域のうち、山形県飽海郡遊佐町の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年五月二十四日

文化庁長官　宮田　亮平

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
鳥海山	平成二十年文部科学省告示第三十四号及び平成二十一年文部科学省告示第百十六号	遊佐町（山形県）

○文化庁告示第四十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき法人として、同表下欄に掲げる法人を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年五月二十四日

文化庁長官　宮田　亮平

上欄		下欄
名称	指定告示	法人名
土佐藩主山内家墓所	平成二十八年文部科学省告示第二十六号	公益財団法人土佐山内記念財団

○文化庁告示第四十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝の指定地域のうち、和歌山県田辺市及び同東牟婁郡串本町の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三条第三項及び第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年五月二十四日

文化庁長官　宮田　亮平

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
南方曼陀羅の風景地 神島 闘雞神社 須佐神社 伊作田稲荷神社 継桜王子 高原熊野神社 奇絶峡 龍神山 八上神社 田中神社 九龍島 金刀比羅神社 天神崎	平成二十七年文部科学省告示第百六十九号	田辺市（和歌山県） 串本町（和歌山県）

○文化庁告示第四十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物の指定地域のうち、埼玉県秩父郡皆野町及び同小鹿野町の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年五月二十四日

文化庁長官　宮田　亮平

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
古秩父湾堆積層及び海棲哺乳類化石群	平成二十八年文部科学省告示第二十九号	皆野町（埼玉県） 小鹿野町（埼玉県）

○文化庁告示第四十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年五月二十四日

文化庁長官　宮田　亮平